

自動継続期日指定定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) 自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳又は証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申し出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部又は一部について預入日の1年後の応当日（通帳又は証書記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期を定めるときは1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月经過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引き続き自動継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - ① 1年以上2年未満
通帳又は証書記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上
通帳又は証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 継続後の預金の利率についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座に入金し、又は元金に組み入れます。

(4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合又は継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金を各種定期預金共通規定第5条（預金の解約・書替継続）第1項及び第2項により満期日前に解約する場合並びに同規定第5条第6項及び第7項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、解約日における普通預金の利率を下限として計算します。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(注) 旧北海信用金庫又は旧小樽信用金庫で預入れした定期預金の期限前解約利息については、預入時の規定を適用します。

4. (各種定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、各種定期預金共通規定を適用するものとします。

以上

(2020年4月1日現在)